京都大学名誉教授称号授与規程

[昭和 25 年 9 月 15 日達示第 13 号制定]

- 第1条 本学は、次の各号の一に掲げる者に京都大学名誉教授の称号を授ける。
 - (1) 本学教授として7年以上勤務した者で教育上又は学術上功績のあつたもの
 - (2) 学術上特に功績の顕著であつた教授で特別の選考を経た者
 - (3) 総長として功労の顕著であつた者
 - 2 本学教授の勤務年数が5年以上で国立大学法人京都大学教職員就業規則第19 条第2号又は第4号により退職した者は、前項第1号の年数に達しなくても選考 することができる。

(昭 39 達 9 改・昭 43.7 裁改・昭 49 達 18 改・平 14 達 37 改・加)

- 第2条 前条第1号又は第2号の該当者に名誉教授の称号を授けようとするときは、 当該部局長は、教授会又はこれに代わるべき会議でその構成員の3分の2以上の同 意を得て、総長に内申しなければならない。
 - 2 総長は、前項の内申があつたときは、教育研究評議会の3分の2以上の同意を 得て、名誉教授の称号授与の手続をとる。

(昭 39 達 9 加・昭 43.7 裁改・昭 49 達 18 改・平 14 達 37 旧 3 条上・改・平 16 達 116 改)

第3条 前任総長に対しては、評議員の3分の1以上の申出により総長は教育研究評議会の3分の2以上の同意を得て、名誉教授の称号授与の手続をとる。

(昭 43.7 裁改・平 14 達 37 旧 4 条上・平 16 達 116 改)

附 則

- 1 この規程は、昭和25年9月12日から施行し、昭和25年4月1日から適用する。
- 2 京都大学名誉教授推薦内規(大正10年2月3日評議会決定)は、廃止する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則(平成8年達示第66号)

- 1 この規程は、平成8年12月17日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、本学に包括した旧制諸学校の勤務 年数の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成14年達示第37号)

この規程は、平成14年11月5日から施行し、同日以降に退職する者について 適用する。ただし、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

附 則(平成16年達示第116号)

この規程は、平成16年5月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成22年達示第21号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。